

Ⅲ 調査票

新潟県福祉保健部健康対策課
 成人保健係あて（送付文不要）
 F A X 0 2 5 （ 2 8 5 ） 8 7 5 7

受動喫煙防止対策実施状況調査票

| | | | |
|------|-----|-------------|----|
| 施設名 | | 施設番号 (*) | |
| 所在地 | | | |
| 電話番号 | () | 記入担当者 | 氏名 |

* 施設番号は別紙1の対象施設一覧の該当番号をご記入ください。

【問1】 貴施設が現在実施している受動喫煙防止対策はどれですか。
あてはまるもの1つに○をつけてください（区分の要件については別紙2参照）。

- 1 敷地内禁煙
- 2 施設内禁煙
- 3 完全分煙（別紙2の要件を満たす分煙）
- 4 不完全分煙（別紙2の要件を満たさない分煙）
- 5 対策なし

【問2】 問1で3～5に該当する施設についてお聞きします。

(1) 受動喫煙防止対策に関する今後の予定について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 1 施設内又は敷地内を禁煙にする
- 2 今の状態を継続する
- 3 わからない 又は その他 ()

(2) その理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 職員や従業員から要望がある | 5 すでに対策済みなので必要がない |
| 2 利用者から要望がある | 6 対策の仕方がわからない |
| 3 周辺施設の状況を考慮して | 7 その他 () |
| 4 喫煙所を設置・維持するのに費用がかかる | |

【問3】 受動喫煙防止対策に関して、御意見などがあればお書きください。

別紙1

受動喫煙防止対策実施状況調査

対象施設一覧

| 施設番号 | 施設分類 | 対象施設 |
|------|--------------------|---|
| 1 | 保健施設 | 市町村保健センター |
| 2 | 医療機関 | 病院等 |
| 3 | 児童福祉施設 | 保育所、児童館等 |
| 4 | 文化施設 教育施設（学校除く） | 文化会館、市民会館・、公民館、図書館、美術館、博物館、資料館等 |
| 5 | 体育施設 | 体育館、体育施設の管理事務所等 |
| 6 | 社会福祉施設 | 老人福祉施設、身体障害者・知的障害者福祉施設 精神障害者社会復帰施設等 |
| 7 | 公衆浴場 | 日帰り温泉施設 |
| 8 | 学校 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専門学校等 |
| 9 | 官公庁 | 国の機関 県庁、県地域機関、その他上記のいずれにも該当しない県立施設 市町村役所・役場、市町村支所・出張所 |

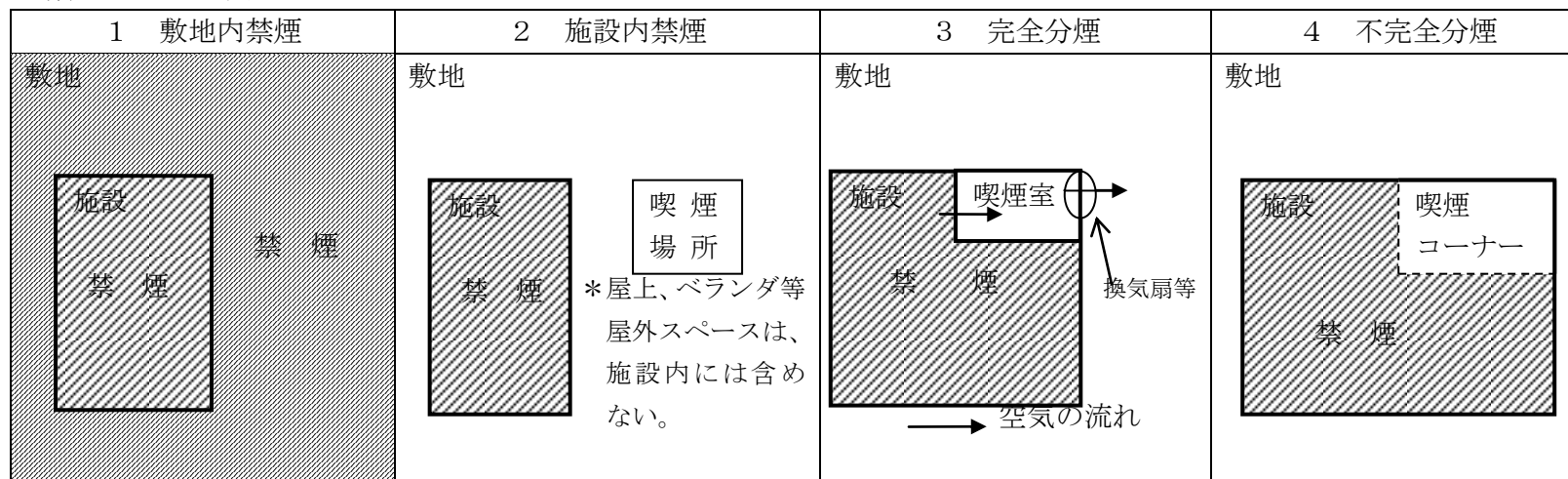
禁煙・分煙の区分について

| 区 分 | 要 件 |
|---------|---|
| 1 敷地内禁煙 | <input type="checkbox"/> 敷地内（施設内を含む）全てにおいて喫煙を禁止している。 |
| 2 施設内禁煙 | <input type="checkbox"/> 施設内全てにおいて喫煙を禁止している。（屋上、ベランダ等屋外スペースは、施設内には含めない。） |
| 3 完全分煙 | <p>次の3つの要件をすべて満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施設内に喫煙室を設置し、喫煙室内でのみ喫煙を許可している。（施設内のその他の場所では禁煙としている。） <input type="checkbox"/> 喫煙室において、たばこの煙を屋外に排出するために十分な排気風量（※）を有する排気装置（換気扇、天井排気装置）を設置している。 <p style="margin-left: 20px;">※ 十分な排気風量とは、喫煙室の出入り口において非喫煙場所から喫煙室へ向かう 0.2m/秒以上の空気の流れをつくるために必要な排気風量であり、具体的には、排気装置の排気風量（m³/分）が <u>ドアや入り口などの開口面積（m²）×0.2（m/s）×60（秒）</u> よりも大きい状態を言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 喫煙室の出入り口において、新鮮な空気の取り入れができるよう配慮した開口面を設けている。 |
| 4 不完全分煙 | <input type="checkbox"/> 天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域を設置している。（3完全分煙に該当しない喫煙室も含む） |

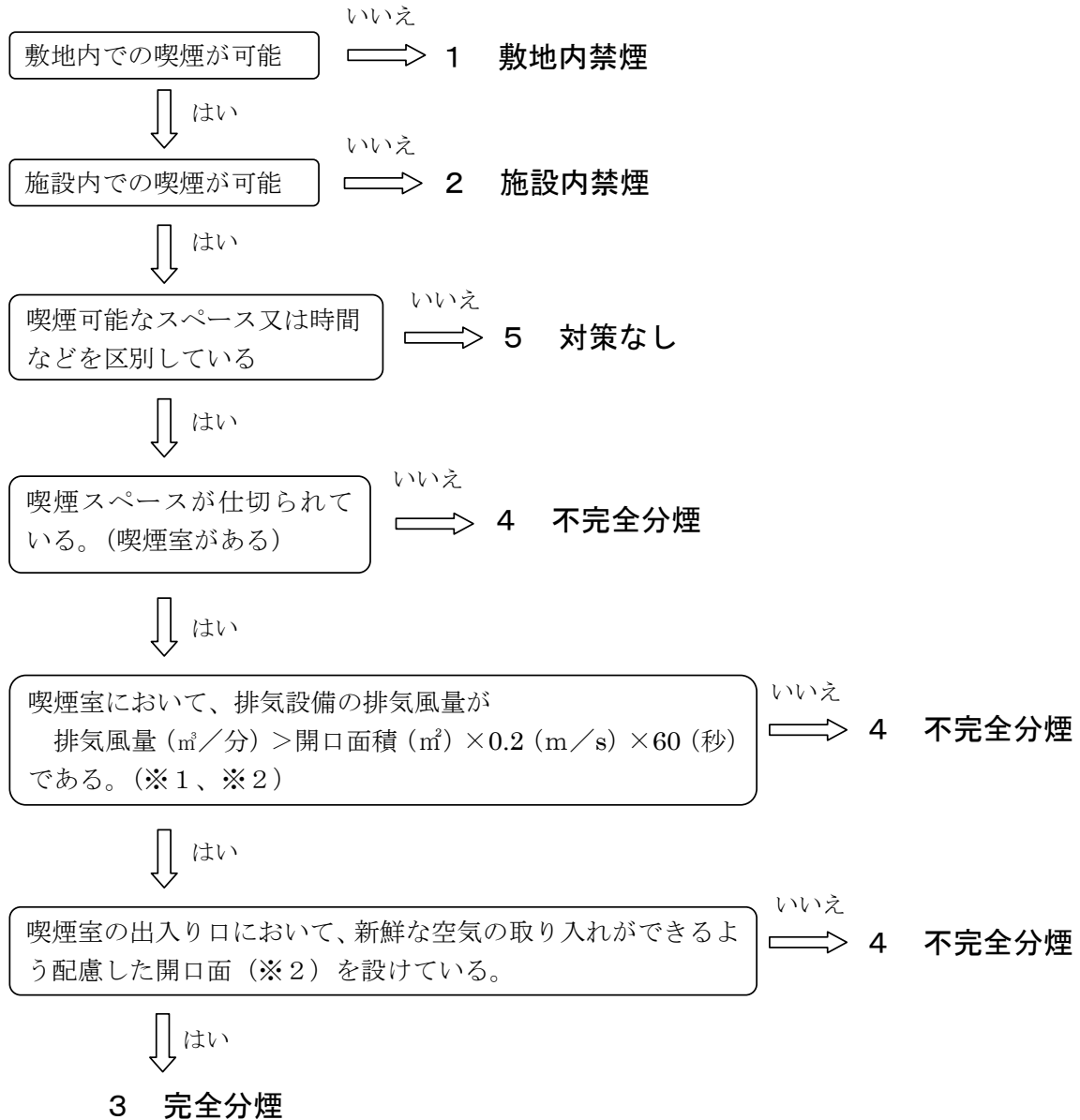
注1) 禁煙場所には、灰皿及び喫煙対策目的の空気清浄機を設置していないこと。

注2) 喫煙室とは、独立した部屋又は独立した部屋でなくとも非喫煙場所との境界において出入り口以外は完全に仕切られているものとする。

要件のイメージ図



受動喫煙防止対策 区分判定フローチャート



※1 喫煙室に設置された排気装置の能力は、機器により異なりますので、付属の説明書等で確認するか、製造メーカー等にお問合せください。

※2 開口面とは、常に開口しているもののほか、ドアなどにより一時的に開口するものも含まれます。